

お客様情報						
法人	フリガナ					印
	法人名					
個人	フリガナ			役職		
	氏名					
電話番号 ※必須			携 帯 ※必須		e-mail ※必須	
住 所 ※必須		〒				

RPA 専用ヒアリングシート					
業種		担当部署		利用者数	
自動化したい業務内容			例：請求書類を毎月まとめる作業を自動化したい 重要メールを教えてくれるロボットが欲しい		
プログラム種類			例：Microsoft365 (Word, Excel) を主に使用 Outlook メールを使用		
Officeプログラム			クラウドサービス		
メール			WEBサイト		
その他特殊プログラム					
詳細内容					

RPA サービスプラン						
RPA プラン ※必須	☐ ライト ☐ スタンダード	☐ アドバンス ☐ エンタープライズ	PowerAutomate ライセンス	☐ Premium ☐ Process	プログラム 開発数	プログラム
RPA 専用 パソコン	☐ ノートPC(購入 or レンタル 希望) ☐ デスクトップPC(購入 or レンタル 希望) ☐ お客様用意					

[illegible]

保守管理情報					
RPA 開発期間		RPA 稼働テスト期間		RPA 導入設定日時	
PowerAutomate メールアドレス			PowerAutomate パスワード		
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

申込内容	
当社は、①当社指定の RPA ソフトウェア（以下、「本ソフト」という）による PC 自動化 RPA プログラムの開発、②本ソフトの利用ライセンスの提供 ③同プログラムの利用許諾及び保守サービスを提供し、お客様はその対価として RPA 導入費用及び月額料金を前払いにて支払うものとします お客様が契約期間満了日の前月末日までに当社指定の方法による本契約終了の手続きを行わない場合、本契約は同一条件で自動更新され更新後の契約 期間は 1 年とし、その後も同様とします。お客様は、契約期間中に中途解約することはできません。更新後の契約においても同様です お客様は、契約期間中に契約内容の変更をすることはできません。更新時に契約内容の変更を希望する場合、契約期間満了日の前月末日までに当社指 定の方法により契約内容の変更の手続きを行うものとします。期限内に手続きを行わない場合 更新後の契約内容は変更されず同一条件で更新されるものとします 契約期間の満了前に本契約がお客様に起因する事由により終了した場合、お客様は、違約金 として契約期間満了日までの残余期間の月額料金合計額を当社にお支払いいただきます 本契約には、Good Hands-RPA サービス利用規約 (https://www.goodhands-rpa.com/kiyaku) が適用されます	
私は、左記事項を確認、承諾のうえ申し込みます 年 月 日	

株式会社リプラス

部門責任者：

営業・技術専任担当者：

☐ 札幌オフィス 011-272-0600

☐ 秋葉原オフィス 03-6206-0970

☐ 横浜オフィス 050-2018-0428

☐ 名古屋オフィス 052-414-7561

☐ 大阪オフィス 06-6131-8423

☐ 福岡オフィス 092-452-7705

■Good Hands-RPA サービス利用規約

第 1 条 （定義）

- 「お客様」とは、本サービスの契約申込者をいいます
- 「本契約」とは、本規約の条件に基づき、当社とお客様との間で成立した契約をいいます
- 「利用開始日」とは、本サービスの利用開始日をいいます
- 「利用終了日」とは、本サービスの利用終了日をいいます
- 「RPA」とは、Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）をいいます
- 「RPA ソフトウェア」とは、当社が指定した本サービスの対象となる RPA のソフトウェアをいいます
- 「本プログラム」とは、RPA により業務を自動化する上で必要となる RPA の作業手順をいいます
- 「キックオフミーティング」とは、本契約成立後に当社とお客様との間で行うオンライン又はオンラインによるミーティングをいいます
- 「通知」とは、書面、電子メール等、記録が残る形式で行われる連絡をいいます
- 「利用料」とは、本サービスを利用するために、当社に支払われる金銭的対価をいいます
- 「利用ライセンス」とは、本サービスを利用する権利をいいます

第 2 条 （本契約の成立）

- お客様は、以下の各号を確認し、同意した上で、当社所定の方法により本サービスを申し込みます
 - 本サービスにより制作することができる本プログラムは、お客様の単純かつ定型の業務を対象とします
 - お客様が希望する本プログラムの内容によっては、制作までに期間を要する場合があります
- 当社は、審査の結果、お客様による申し込みをお受けできないことがあります
- 当社は、お客様からの申し込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします

第 3 条 （利用ライセンスの許諾）

- お客様が本サービスの利用をする場合、申込内容を特定するために必要な当社指定事項（以下「申込事項」といいます）を以下に定める形式により当社へ最新正確かつ誠実な内容をもって申込を行うものとします。当社は、申込形式ごとに以下に定める時をもって、お客様が本規約のすべての条項に同意したうえで申し込みをしたものとしま
 - 紙面申込形式において、お客様が所定の事項を記載した申込書を当社に提出した時
 - メール申込形式において、お客様が所定の事項を入力したメールを当社が受信した時
 - Web 申込形式において、お客様が「同意」を選択した上で注文を確定した時
- 当社は、お客様に対して、本規約を条件として、本サービスの利用を承諾し、本サービスの利用ライセンスを付与します
- 当社は、お客様に以下のいずれかの該当があることが発見された場合は、本契約成立後であっても、本サービスの提供を中止し、お客様に対する損害賠償義務を負うことなく本契約を解除できるものとします
 - 虚偽や不実、不正確な内容で申込が行われたとき
 - お客様が実在しないことが判明したとき
 - 過去にお客様が不正使用や当社との契約に違反する等により契約解除等の処分を受けたことが判明したとき
 - 過去にお客様が当社の提供する各サービス料金等の支払を怠り、または今後支払を怠る恐れのあるとき
 - 本規約に定める反社会的勢力の排除に関する規定に違反したとき
 - 当社の業務遂行上著しい支障が生じる、または生じる恐れのあるとき
 - その他、お客様の本サービスの利用につき当社が適当ではないと判断したとき
- お客様は、申込事項について変更を希望する場合、当社所定の手続きに従い、当社に対して変更申込を行うものとし、当社よりその事実を証明する書類提出を要請する場合があることを承諾します
- 利用ライセンスは、非独占的かつ譲渡不能であり、本規約により明確に許諾された以外のすべての権利は、当社に留保されるものとします
- 利用ライセンスは、本契約が終了するまでの間、有効に存続するものとします

第 4 条 （本サービス）

- 本サービスは、以下の各号から構成されます
 - キックオフミーティング
 - 本プログラムの制作
 - 保守サポート（第 10 条に規定される）
 - その他前各号に関連する業務
 - 本サービスは、原則として、当社がお客様の環境下へリモート接続をする方法もしくは現地訪問設定により提供されます
 - お客様は、本サービスの提供を受けるために必要な通信回線及び RPA が稼働する PC 端末等を、自己の責任と費用負担にて用意します
 - 本サービスには、RPA ソフトウェアの使用許諾契約及びそのライセンス費用を含みます。本契約が終了したときより RPA ソフトウェアの利用ができなくなります
 - 適用除外
- 以下の事由に該当する場合は、本サービスの適用を除外するものとします
- 天災地変、その他の不可抗力によるサービス停止
 - 当社以外（第三者）のソフト、OS、クラウド基盤に起因する障害
 - お客様の故意または過失に起因するサービス停止
 - 第三者の攻撃に伴う障害
 - 事前に通知を行った定期メンテナンスや緊急メンテナンス
 - 当社で採用している第三者製のソフトウェアの不具合
 - お客様およびお客様環境に起因するアクセス遅延、負荷
 - その他、本規約記載の当社免責事項に該当する事情、現象

第 5 条 （お客様の協力義務）

- お客様は、当社に対して、本プログラムの制作及び保守に必要な範囲で、お客様のシステム上における ID・Pass、本サービスの対象となる業務の概要や手順を記述した文書及び業務に関連する社内規程等の情報を開示します。この場合、当社は、開示を受けた情報を、本サービスを提供する以外の目的では使用せず、善良なる管理者の注意の下管理します
- お客様は、本サービスの提供に必要な範囲で、お客様のシステム上、適切なアクセス制限を課すなど、必要な安全管理措置を講じます
- お客様は、お客様のシステム上で変更が生じた場合、当社に対して本サービスの提供に必要な範囲で、当該システムの変更を通知します
- お客様は、当社が本サービスの履行のために RPA ソフトウェアにログインし、これを操作することを承諾します
- お客様は、お客様が前各事項の協力を怠ったことが原因で、本サービスの提供を受けることができず、又は不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません

第 6 条 （プログラム制作）

- 当社及びお客様は、申し込み内容及びキックオフミーティングに基づき、双方協議の上、本仕様書を作成します
 - お客様は、完成した本仕様書に異議がある場合は、本仕様書の完成後 1 週間以内に当社に対して通知します
 - 当社は、前項の期間内に異議がない場合、本仕様書の内容に基づいて、本プログラムを制作するものとし、本仕様書を検収及び契約不適合責任の基準とします
- お客様は、当社に対して、本仕様書に記載のない事項について、追加の作業を求めることができません

第 7 条 （納入予定日・制作スケジュール）

- 当社は、お客様と協議の上、納入予定日及び本プログラムスケジュールを変更できます。お客様は、当社による本サービスの提供状況によっては、納入予定日及び本プログラムスケジュールに変動が生じる可能性があることを予め承知します

第 8 条 （納入・検収）

- 当社は、お客様と別途協議の上でめた納入予定日までに当社の指定する方法により、お客様に対して本プログラムを納入します
- お客様は本プログラムの納入の日から 5 日以内に本プログラムが本仕様書のとおりに制作されていることを検査し、合否を当社に通知します
- 当社は、前項の検査の不合格通知を受け取ったとき、本プログラムを修補して再度、お客様による検査を受けます
- 第 2 項の検査期間を経過しても、お客様が当社に検査に関する通知をしない場合は、本プログラムは検査に合格したものとみなします

第 9 条 （契約不適合責任）

- お客様が前条に基づく本プログラムの納入から 1 ヶ月以内に本プログラムの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます）を発見して当社に通知したときは、当社は、追加費用の負担無しにこれを修補します
- 前項の規定にかかわらず、本プログラムについて契約不適合が重要でなく、その修補に過分の費用を要する場合には、当社は本プログラムの修補責任を負いません
- 当社は、本条に記載のもの以外の契約不適合責任を負わないものとします

第 10 条 （保守サポート）

- お客様は、本サービスの利用期間中、平日の 9 時から 18 時まで、当社が指定するサポート窓口へ問い合わせを行う方法により以下の各号の保守サポートを受けることができます
 - 本プログラムの運用又は操作方法に関する問い合わせ
 - 第 8 条に規定される検査完了後に本プログラムが正常に作動しなくなった場合における本プログラムの修正
 - 前号の他、本プログラムに関する不具合の解消
- 本契約における保守サポート内容には、以下の各号は含まれません。以下の各号のサービスを希望するときは別途契約を締結して、追加の作業料金を当社に支払います
 - 本仕様書に定めのない本プログラムの追加・変更
 - その他前項各号に定めのない事項

第 11 条 （著作権等の帰属）

- 本プログラム及び RPA ソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含む。以下同じ）は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属します
- 当社は、本プログラムにつき、本契約期間中、お客様が追加費用の支払いを要することなく、RPA ソフトウェアを利用するのに必要な範囲で使用することを許諾し、その著作人人格権を行使しません
- 本サービスに関連して生じた一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む）は当社に帰属します

第 12 条 （禁止事項）

- お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそのの行為をしてはならず、第三者をして当該行為を行わせないものとします
 - RPA ソフトウェアの使用許諾契約に反して、本サービスを利用すること
 - 法令に違反すること。犯罪行為又は犯罪を助長すること
 - 当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること
 - 第三者の肖像権、プライバシー、又はパブリシティ権を侵害すること
 - 当社又は第三者の名誉及び信用を毀損させること
 - 本サービスの著作権その他の知的財産権が、当社以外の者に帰属するものであると第三者に誤認させること
 - 当社の商号又は本サービスと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有もしくは使用すること
 - 公序良俗に反すること
 - その他不適切であると当社が合理的に判断したこと

お客様が前項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、当社は、お客様への催告なしに、直ちに、本サービスの全部又は一部を中止することができます。お客様は、このことについて異議を申し立てません

第 13 条 （料金及び支払方法）

- 本サービスのプログラム開発費用、月額基本料金オプション費用その他の費用（以下、「本料金」といいます）は、別途定める料金表の記載の通りとします
- ただし、申込書（申込メール、Web 申込における申込画面を含む。以下同じ。）に異なる記載があるときは、申込書によるものとします
- お客様は、導入費用については本契約成立後速やかに、月額料金については前月末日までに当社に対して消費税相当額を加算して支払わなければなりません
- 当社は、お客様が本料金のお支払を怠った場合、本サービスの提供を中止し、あるいは解約できるものとします
- お客様がお支払を遅延した場合、支払期限の翌日から年 14.6％の割合による遅延損害金を当社に支払うものとしま
- 当社は、お客様に対する請求について、代金回収代行業者等に委託する場合があります。この場合、請求に必要な限りでお客様の情報を当該業者等に開示することにつき、お客様は同意します

第 14 条 （通知義務）

- お客様は、以下の各号のいずれかのお客様情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します
 - 商号又は名称
 - 住所
 - 電話番号
 - 電子メールアドレス
 - 合併、会社分割、減資、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡
- 当社が、お客様情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします
- お客様が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません

第 15 条 （権利義務の譲渡禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なしに本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします

第 16 条 （再委託）

当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができます。この場合、当社は、本契約における当社の義務と同等の義務を委託先に対して課すものとし、お客様に対して、委託先の行為について自らの行為と同等の責任を負います

第 17 条 （免責）

- 当社は、本サービスがお客様の特定目的に適合することを保証するものではありません
- 当社は、本サービスの提供が中断なくエラーがないことを保証するものではありません
- 当社は、本サービスの提供が、変更、停止及び廃止されないことを保証するものではありません
- 当社は、お客様が本契約に違反した結果については一切の責任を負いません
- 当社は、当社が定める利用方法および所定のシステム稼働環境以外で生じた障害については一切責任を負いません。なお、当社が定める所定のシステム稼働環境およびインターネット接続環境の用意その利用に関する責任と費用は、お客様が負担するものとします
- 当社は、本契約に定める場合を除き、本サービスの利用に関してお客様と第三者との間で生じた紛争や損害賠償等について一切責任を負いません
- 本規約に定める場合を除き、また法令の許諾する範囲内において、当社は、明示または黙示を問わず、また法律、慣習、口頭若しくは書面での説明その他を問わず、本契約に基づき提供された本サービスに関して何らの保証または表明（商品性、特別目的適合性、権限、第三者の権利の不存在、誤りのないことおよび稼働が中断しないことについての黙示保証を含むがこれに限らない）を行うものではありません
- 当社は、天災地変、伝染病、交通通信の途絶その他の合理的な制御を超える事由に起因する債務不履行により、お客様が被った損害については、何ら責任を負いません
- 当社は、OS、クラウド基盤、本サービスで利用されているプログラム全般および当社運用時における不測の事態に起因する障害による、お客様のデータの破損については何ら責任を負いません

第 18 条 （本サービスの利用）

- お客様は、当社が定める利用方法に従って自らの責任において本サービスを利用するものとします。また、お客様自身が保有するデータ等は、お客様の責任と費用においてバックアップ等必要な措置を講じるものとします
- お客様は、本サービスの利用時に異常を発見した場合、お客様自身のシステム稼働環境、インターネット稼働環境等に故障がないことを確認し、速やかに当社へその旨連絡を行うものとします
- 当社は、本サービスの利用に際して、お客様自身が保有するデータの破損および滅失等について理由のいかんを問わず、本規約で規定されている事項を除き何ら保証せず一切の責任を負わないものとしま

第 19 条 （自動更新・中途解約と変更の禁止・違約金）

- お客様が契約期間満了日の前月末日までに当社指定の方法による本契約終了の手続きを行わない場合、本契約は同一条件で自動更新され更新後の契約期間は 1 年とし、その後も同様とします
- お客様は、契約期間中に中途解約することはできません。更新後の契約においても同様です
- お客様は、契約期間中に契約内容の変更をすることはできません。更新時に契約内容の変更を希望する場合、契約期間満了日の前月末日までに当社指定の方法により契約内容の変更の手続きを行うものとしま。期限内に手続きを行わない場合、更新後の契約内容は変更されず同一条件で更新されるものとします
- 契約期間の満了時に本契約がお客様に起因する事由により終了した場合、お客様は、違約金として契約期間満了日までの残余期間に対応する月額料金合計額を一括にて本契約終了から 1 週間以内に当社に支払うものとしま

第 20 条 （非常時の利用制限）

当社は、天災地変、緊急事態その他の事由の発生により通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合またはその恐れがある場合には災害の予防もしくは救援、交通もしくは電力供給の確保、秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする通信を優先に取り扱うため本サービスの提供を制限し、また中止する措置を行うものとします

第 21 条 （本サービス提供の中止と本契約解除）

- 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する場合、お客様に対し何ら通知・催告することなくお客様に対する本サービスの提供を中止し、本契約を解除できるものとします

- お客様が本契約に違反したとき
 - 第 3 条（利用ライセンスの許諾）第 3 項の各号に該当があると判明したとき
 - お客様が当社に対する利用料金を期日までに支払わなかったとき
 - 官公庁より営業の取消または停止処分を受けたとき
 - お客様が廃業していると認められたとき
 - 仮差押、差押、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
 - 破産、民事再生、会社更生手続き開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
 - 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき、あるいは解散もしくは事業を廃止、あるいは他の会社と合併したとき
 - 天災地変、障害、その他不可抗力が発生し、サービスの提供が著しく困難なとき、またはそれらの恐れがあると認められる事由があるとき
 - （1）第 14 条（反社会的勢力の排除）により反社会的勢力との関係が推認される事実が認められるとき
- 当社は、前項によ本サービスを中止した場合におけるお客様のデータは保証しません
 - お客様は、本条第 1 項による解除がなされた場合、本契約上当社に対する一切の債務につき、期限の利益を喪失し、残存債務全額を直ちに当社に支払うものとしま
 - お客様は、本条第 1 項による解除について、当社によるお客様への損害賠償請求を妨げないものとします

第 22 条 （反社会的勢力の排除）

- 当社およびお客様は、現時点および将来にわたって、自己が以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、または確約するものとします
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくとも 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）であること
 - 反社会的勢力が経営を支配していること
 - 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
 - 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 暴力または法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行うこと
 - 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為を行うこと
 - 当社およびお客様は、自己の取引先が前項各号のいずれかに該当した場合、当該取引先等との契約解除その他の必要な措置を講じるものとします
 - 当社およびお客様が、前 2 項の表明または確約のいずれかに違反した場合、またはその恐れがあることが判明した場合には、相手方は何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします
 - 前項により本契約が解除された場合、契約を解除した当事者は、違反した相手方に発生した損害に対する損害賠償義務を負わないものとしま
- また、契約を解除した当事者から契約に違反した当事者に対する損害賠償請求は妨げられないものとしま

第 23 条 （導入事例の掲載許可）

お客様は、本サービスの導入事例を当社の Web サイト及びパンフレット等に掲載することについて、当社から協力要請があったときは、可能な範囲でこれに協力します。この場合、当社は、当該事例を掲載する際にお客様に対して掲載内容について事前の確認を行います

第 24 条 （損害賠償責任）

- 原因のいかんを問わず、本サービスに関して当社がお客様に対して負う損害賠償責任は、当社の責に帰すべき事由により直接の結果としてお客様に現実には与えた通常の損害に限定されるものとし、その総額は、お客様が直近の過去 1 ヶ月以内に実際にお客様が支払った本サービスの月額保守費用総額を限度とするものとします
- 当社は、お客様に対して、本サービスの利用または利用不能に関連して発生した損害において、その可能性を予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情から生じた損害、逸失の利益等について、一切の責任を負わないものとしま
- 本契約が消費者契約であるときは、当社の債務不履行又はその債務の履行に際してされた当社の不法行為（当社、当社の代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）による損害については、前二項は適用されないものとします

第 25 条 （秘密保持義務）

- 本規約において秘密情報とは、本サービスの提供に際して知り得た当社およびお客様の業務上の秘密、本規約の条件、価格、ならびに相手方より秘密である旨明示されたすべての情報のことをいいます
- ただし、次の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします
 - 受領側当事者の過失によらず公知となった情報
 - 開示前に受領側当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報
 - 受領側当事者が第三者から機密保持義務を課されることなく適法に開示された情報
 - 受領側当事者が独立して開発した情報
- 当社およびお客様は、以下の各号に該当する場合を除き、お客様から事前の同意を得ない限り、秘密情報を第三者に開示または漏えいしないものとし、秘密情報を本契約の目的範囲内でのみ利用するものとします
 - 法令または権限ある官公庁より開示または提供を要求された場合
 - お客様に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
 - お客様に対する本サービスの提供に関し、紛争または損害賠償請求が発生した場合
- 当社およびお客様は、本規約の有効期間中および本契約終了後 3 年間、相手方の秘密情報を本規約の目的の範囲内でのみ利用・保持することができるものとします
- 当社およびお客様は、秘密情報について、本規約の履行目的で入手する必要があるかつ秘密情報の漏えいを防ぐ義務を負うものに対してのみ、開示者の責任において、開示することに合意するものとします

第 26 条 （個人情報保護）

- 当社は、本サービスの提供に関し、お客様から個人を特定する情報（以下「個人情報」）を受領した場合、その個人情報の取扱いと利用について個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、個人情報に対する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対し、合理的な安全対策を講じるものとします
- 当社およびお客様は、漏えい、不正利用等のないよう、善管注意義務をもって個人情報を適切に管理するものとします
- 前各項に関わらず、法令、政府機関、警察等の官公署等の命令、請求等より開示が必要とされる場合、当社は必要な範囲で開示を行うことがあります
- お客様は、当社が業務の一部を第三者に委託する場合に、委託した第三者へお客様情報を開示する場合があることについて同意します

第 27 条 （管轄裁判所）

当社およびお客様は、本規約および本サービスに関する一切の紛争（調停を含む）について、名古屋地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します

第 28 条 （本規約の改定）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、当社 Web サイトにて変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、お客様が変更適用日後に解約申入をせず本サービスの利用を継続した場合には、お客様は本規約の変更に合意したものとみなし、変更適用日以後は変更後の本規約が適用されるものとします

当社は、実施する日をもって本規定の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された 本規定の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします